

## 丸亀市ふるさと納税支援業務委託 提案公募要領

丸亀市ふるさと納税支援業務委託に係る提案公募の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 1 目的

本要領は、専門的な知識及び技術を要する本業務について、丸亀市と契約を締結する相手方を決定するために行う提案公募について、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名称

丸亀市ふるさと納税支援業務委託

#### (2) 業務内容

丸亀市ふるさと納税支援業務委託仕様書 のとおり

#### (3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※令和7年丸亀市議会3月定例会における、本事業委託に係る予算が議決されない場合は、契約は行わないものとする。

※審査結果通知以降の令和7年2月から3月までの期間は、引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

#### (4) 提案上限額

年間170,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

※提案上限を超える提案については無効とする。

※寄附金額、件数等の見積条件は、別紙「見積積算書（様式7）」を参照すること。

### 3 参加資格要件

本提案公募に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、丸亀市指名停止等措置要綱（平成 17 年 3 月 22 日訓令第 50 号）による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税(丸亀市内に事業所を有する場合は市税も含む。)に未納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。

#### 4 スケジュール

実施内容	期 日
提案公募の公告	令和 7 年 1 月 8 日(水)
提案公募に対する質問の期限	令和 7 年 1 月 14 日(火)
提案公募に対する質問の回答	令和 7 年 1 月 15 日(水)～1 月 17 日(金)
参加表明書等の提出期限	令和 7 年 1 月 20 日(月) ※17 時必着
参加資格審査結果通知	令和 7 年 1 月 21 日(火)～1 月 23 日(木)
提案書等の提出期限	令和 7 年 1 月 31 日(金) ※17 時必着
プレゼンテーションの実施	令和 7 年 2 月 7 日(金) ※予定
審査結果通知	令和 7 年 2 月 10 日(月)～2 月 14 日(金) ※予定
準備期間	審査結果の通知後～令和 7 年 3 月 31 日(月)
契約締結	令和 7 年 4 月 1 日(火) ※予定

#### 5 質問及び回答

##### (1) 方法

本提案公募に関する質問は、質問書（様式 3）を使用し、「丸亀市ふるさと納税支援業務委託に係る提案公募について」という件名にて、電子メールで提出すること。なお、電話及び口頭、持参、FAX による質問は受け付けない。必ず着信を確認すること。

##### (2) 提出先

丸亀市産業生活部産業観光課 担当：瀧、請川

メールアドレス：[furusato@city.marugame.lg.jp](mailto:furusato@city.marugame.lg.jp)

##### (3) 質問の受付期限

令和 7 年 1 月 14 日(火) 午後 5 時まで

##### (4) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和 7 年 1 月 17 日(金)までに、丸亀市ホームページで公開する。なお、質問は参加申込書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、次のような質問に対しては回答しない。

ア 本提案公募要領に対する質問者の明らかな誤読

イ 本提案公募に関する意見

- ウ 質問者が提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 本提案公募要領に対する質問であっても、自ら判断又は調査すべきもの
- オ 本提案公募に関係しないもの
- カ 電話、口頭等による質問
- キ 受付期間以外の質問

## 6 参加表明書等の提出

### (1) 提出書類

提案公募に参加を希望する者は、次の書類を各1部ずつ提出すること。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本提案公募に参加することができない。

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 国税及び地方税（丸亀市に事業所を有する場合は市税も含む。）に未納がないことを証する書類
- エ 登記事項証明書又は写し（発行後3か月をこえないもの）
- オ 直近の事業年度分決算報告書、損益計算書、貸借対照表の写し

### (2) 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る郵方法に限る）により提出すること。  
なお、消印有効ではなく、提出期限必着とする。

### (3) 提出先

〒763-8501  
香川県丸亀市大手町二丁目4番21号  
丸亀市産業生活部産業観光課（担当：湊、請川） 宛

### (4) 提出期限

令和7年1月20日(月) 午後5時まで（必着）

## 7 参加資格の審査結果の通知

参加申込書等の受付締切後、参加資格の審査を行い、参加資格の有無について、令和7年1月23日(木)までに電子メールで通知する。

## 8 企画提案書及び参考見積書の提出

(1) 本提案公募への参加資格を有された者は、次のア～オまでの書類を提出すること。

- ア 提案書（様式4）
- イ 業務実績調書・業務執行体制（様式5）
- ウ 企画提案書

仕様書及び評価基準書を参照し、次の事項に関する企画提案書を提出すること。

- ① 業務実績・業務実施体制（様式 5 に記載すること）
- ② 業務実施の確実性
  - ・年間スケジュール
  - ・寄附管理システムの運用管理に関する業務
  - ・返礼品の出荷依頼及び配送管理に関する業務
  - ・寄附金受領証明書等の作成及び発送に関する業務
  - ・ワンストップ申告特例制度に関する業務
  - ・コールセンターに関する業務
  - ・寄附金の募集に要する経費の管理に関する業務
- ③ 返礼品の募集・開発に関する業務
- ④ ポータルサイトの運用管理に関する業務
- ⑤ 広報・プロモーションに関する業務
- ⑥ 市の認知度向上及び地域課題解決等に関する業務
- ⑦ 独自提案

※企画提案書の様式については下記書式を遵守していれば自由とする。

- ・用紙サイズ：A4（向きは縦・横自由）
- ・文字サイズ：10.5 ポイント以上
- ・印刷：両面印刷で、カラー・白黒は問わない
- ・記号、略称等の使用：初出の箇所に記号、略称等の説明を記述し、審査者が十分に理解できるように配慮すること。

エ 見積書（様式 6）

オ 見積積算書（様式 7）

提案上限を超えない金額とし、業務項目ごとの率・単価・金額（消費税及び地方消費税込額）内容を記載すること。

(2) 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る郵方法に限る）により提出すること。

なお、消印有効ではなく、提出期限必着とする。

(4) 提出先

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市産業生活部産業観光課（担当：湊、請川） 宛

(5) 提出期限

令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 5 時（必着）※期限までに提出のない場合は辞退とみなす

## 9 プレゼンテーションの実施

選考に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### (1) 実施予定時期

令和7年2月7日(金)

### (2) 所要時間

1事業者当たり40分以内(提案書説明 約30分、質疑応答 約10分)

## 10 審査・受託予定者の決定方法

### (1) 審査

評価基準書に基づき、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容についての審査、採点を行い、提案評価第1位となった提案者を本業務の受託予定者として、契約締結に関する交渉を行う。ただし、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、提案評価第2位となった提案者から順に繰り上げて特定の相手方として、交渉を行う。

### (2) 審査結果の通知

審査結果については、提案公募に参加した事業者に文書及び電子メールで通知する。  
なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 11 契約

受託予定者と当該業務について協議を行い、改めて見積書を徴収する。その後、契約書を作成し、契約を締結する。

### (1) 内容 契約の詳細については、仕様等協議のうえで確定する

### (2) 契約方法 随意契約

## 12 決定の取り消し

参加者及び受託予定者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消すものとする。

### (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合

### (2) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

### (3) 定められた以外の手法により、審査員等に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

### (4) 「11 契約」の協議が不調となった場合

## 13 提案公募の中止等

本市が、やむを得ない理由等により、提案公募を実施することができないと認めるとき

は、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責めを負わない。

#### 14 その他

- (1) 本提案公募への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出期限以降における提案書等の内容変更等は一切認めない。
- (4) 提出物は、委託先の選定以外に無断で使用しない。
- (5) 参加者が1者のみであった場合でも、本提案公募を有効として取り扱うこととする。  
ただし、必要最低限の点数（総点数の6割）が得られなかった場合、本提案公募は無効とする。

#### 15 情報公開基準

丸亀市プロポーザル方式取扱規程に基づき、情報公開基準は下記のとおりとする。

対象文書名	受託候補者特定前	受託候補者特定後	契約締結後		
			契約の相手方に係る情報	契約の相手方以外 の提案者に係る情報	左のいずれにも該当しない 情報
要領及び技術提案書提出要請書	○	○	-	-	○
提案者名 (公募型プロポーザルにあつては参加表明者も含む。)	×	○	○	○	-
(提案書類) 技術提案書	×	×	× (開示請求の場合△)	×	-
(提案書類) 見積書	×	×	× (開示請求の場合△)	×	-
(提案書類) その他提出書類	×	×	× (開示請求の場合△)	×	-
採点表(合計点数のみ)	×	×	○	○ (事業者が特定でき	-

				ない形で公開する。)	
採点表(評価項目ごと)	×	×	○	× (本人からの開示請求の場合○)	-
委員名簿	×	×	-	-	× (委員構成は○)

(注) ○：開示 △：一部非開示情報を含む。 ×：非開示

※「一部非開示情報」とは、見積書における積算単価・内訳、提案書類における社員情報や配置内訳(常勤・非常勤の別)などをいう。

## 16 担当部署及び問合せ先

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市産業生活部産業観光課(担当：湊、請川)

電話番号：0877-24-8844

メールアドレス：[furusato@city.marugame.lg.jp](mailto:furusato@city.marugame.lg.jp)